

職場の皆さままでご閲覧ください！

## 協会けんぽ 2022（令和4）年度決算（見込み）のお知らせ

## 2022年度の決算（見込み）のポイント

2022年度の決算は収入が**11兆3,093億円**、支出が**10兆8,774億円**で、**収支差は4,319億円**となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加（+1,328億円）しましたが、この要因は、保険料収入の増加（+1,868億円）より保険給付費の増加（+2,502億円）が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算（戻り分1,901億円）が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※ 詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

## 2022年度決算（見込み） | 医療分

収入	11兆3,093億円	(+1,813億円)
支出	10兆8,774億円	(+ 486億円)
収支差	4,319億円	(+1,328億円)
準備金	4兆7,414億円	(+4,319億円)

※（ ）内は、対前年度比。

## 高齢者医療への拠出金等 33.0%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約**1/3**を占め、重い負担になっています。今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

## 保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

## 保険料収入 88.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

## 支出

約**10.9兆円**

## 収入

約**11.3兆円**

その他の支出 1.0%

健診・保健指導経費 1.2%

協会事務費 0.9%

国からの補助金 11.0%

その他の収入 0.2%

## Q. 2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

## A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- ・ 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。
- ・ 支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していることや、今後も、後期高齢者支援金の増加が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

# 医療費が高額になりそうな時は 「限度額適用認定証」をご利用ください

入院や通院で医療費が高額になる場合、「**限度額適用認定証**」をあらかじめご申請いただき、健康保険証とあわせて医療機関窓口で提示すると、医療機関窓口での1ヶ月(1日から月末まで)のお支払い額が自己負担限度額(※)までになります。

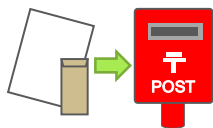
※自己負担限度額は、被保険者の年齢や所得区分に応じて異なります。

## 限度額適用認定証のご利用の流れ

### STEP①

「限度額適用認定申請書」又は「限度額適用・標準負担額減額認定申請書(※)」を協会けんぽにご提出ください。

※被保険者の方が低所得者の場合



### STEP②

「限度額適用認定証」が交付されます。

※交付までに約1週間程度かかります。



### STEP③

保険証と併せて限度額適用認定証を提示します。窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。



- マイナンバーカードが健康保険証として使用できる医療機関(オンライン資格確認が導入された医療機関)で、マイナンバーカードを健康保険証として使用する場合は、限度額適用認定申請手続きは原則不要です。
- 70歳以上の方は「高齢受給者証」により窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みますので限度額適用認定証の手続きは不要です。ただし、負担割合が3割負担かつ標準報酬月額が83万円未満の方と、被保険者の方が低所得者の場合は手続きが必要になります。
- 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費(払い戻し)の申請が必要になることがあります。

## 皆さまの取り組みが保険料率に反映されます！ ～インセンティブ制度～

協会けんぽでは、下記の5つの評価指標について、加入者および事業主の皆さまの取り組み結果に応じて、上位の支部にインセンティブを付与し、健康保険料率に反映させるインセンティブ制度を導入しています。皆さまの取り組みが健康保険料率に反映されますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 指標①

特定健診等の  
実施率

#### 指標②

特定保健指導の  
実施率

#### 指標③

特定保健指導  
対象者の  
減少率

#### 指標④

医療機関への受診勧奨  
基準において速やかに  
受診を要する者の  
医療機関受診率

#### 指標⑤

後発医薬品  
(ジェネリック医薬品)  
の使用割合

インセンティブ制度について  
詳しくはこちら↓



(協会けんぽホームページに遷移します)

